

平成 21 年 12 月 7 日

資 料

(個人所得課税)

【イメージ図の黄色の部分】

特別成年扶養親族（仮称）に該当する場合の負担増減（計算例）

〈23年1月以降についての機械的な試算〉

夫婦+成年1人(専業主婦、成年(23~69歳))

(単位:万円)

給与収入	140	160	180	200	220	240	260
扶養控除(成年)廃止	0.0	0.2	0.7	1.3	1.9	1.9	1.9
特別成年扶養税額控除(仮称)	0.0	△ 0.2	△ 0.7	△ 1.3	△ 1.9	△ 2.5	△ 3.1
所得税の増減(小計)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 0.6	△ 1.2
住民税の増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
増減計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 0.6	△ 1.2

給与収入	280	300	400	500	600	700	1,000
扶養控除(成年)廃止	1.9	1.9	1.9	3.2	3.8	7.2	7.6
特別成年扶養税額控除(仮称)	△ 3.7	△ 3.8	△ 3.8	△ 3.8	△ 3.8	△ 3.8	△ 3.8
所得税の増減(小計)	△ 1.8	△ 1.9	△ 1.9	△ 0.6	0.0	3.4	3.8
住民税の増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
増減計	△ 1.8	△ 1.9	△ 1.9	△ 0.6	0.0	3.4	3.8

(注1) 所得税の扶養控除(成年)の廃止は23年1月分から、住民税の扶養控除(成年)の廃止は24年度課税分から適用。

(注2) 一定の社会保険料があるものとして計算している。

(注3) 住民税は、引き続き同額の控除があるものとしている。

【イメージ図の青・ベージュ・白の部分】

特別成年扶養親族（仮称）に該当しない場合の負担増減（計算例）（特別調整控除（仮称）を加味）

〈23年1月以降についての機械的な試算〉

夫婦＋成年1人（専業主婦、成年（23～69歳））

（単位：万円）

給与収入	140	160	180	200	220	240	260
扶養控除（成年）廃止	0.0	0.2	0.7	1.3	1.9	1.9	1.9
特別調整控除（仮称）	0.0	△ 0.2	△ 0.7	△ 1.3	△ 1.9	△ 1.3	△ 0.7
所得税の増減（小計）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.2
住民税の増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	3.3
増減計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	4.5

給与収入	280	300	400	500	600	700	1,000
扶養控除（成年）廃止	1.9	1.9	1.9	3.2	3.8	7.2	7.6
特別調整控除（仮称）	△ 0.1	—	—	—	—	—	—
所得税の増減（小計）	1.8	1.9	1.9	3.2	3.8	7.2	7.6
住民税の増減	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
増減計	5.1	5.2	5.2	6.5	7.1	10.5	10.9

（注1）所得税の扶養控除（成年）の廃止は23年1月分から、住民税の扶養控除（成年）の廃止は24年度課税分から適用。

（注2）一定の社会保険料があるものとして計算している。

（注3）住民税は非課税限度額（この世帯の場合221.4万円）があるため、給与収入220万円までは非課税。